

---

症例報告

---

## 父子心中の1例

小林 一 弘\*

### 1. はじめに

親子心中は一般に、親が子どもを愛するがゆえに道づれにすると説明されることが多い。この傾向は母子心中に強く表れている。一方、父子心中は一家心中の形をとることが多く、母子心中とはその状況を異にすることが多い。つまり、母子心中の母親は、配偶者に依存できない状況にあり、経済的にも精神的にも弱い立場にあるものが多いのに対し、父子心中の父親は、母子心中の母親に比較して経済的に恵まれている。また、親子関係が母子関係と比較して希薄だというものである<sup>2)</sup>。しかし、筆者は、「疑似共同体」でしかなくなっていた家族の中で孤立し弱い立場におかれた被鑑定人が、それゆえに強化された「父一子」関係を大きな背景として犯行におよんだと考えられた父子心中の精神鑑定を経験した。また、被鑑定人の陳述では実子殺害に至るまでの行動に島状の健忘を残していた。今回、被鑑定人の犯行に至った経緯について考察を加えるとともに、犯行時の精神状態について考察を加えた。

### 2. 症 例

被鑑定人（以下被告とする）：犯行当時38歳男性、建設業

病前性格：内気、温厚、柔軟、未熟、依存的ななどの特徴と同時に、融通がきかず要領の悪い面も持ちあわせている。

既往歴：特記すべきものなし。

**家族歴：**事件までは両親と妻、被害者となった子ども2人との6人暮らしだった。父親は職人気質で頑固。母親、妻は勝気で活発なしっかり者だった。妻との間には、長女（当時1歳7ヶ月）と長男（当時4ヶ月）の子どもがあり、共に健康だった。遺伝負因として、母親の甥に精神分裂病患者を認める。犯罪者は認められない。

**生活歴：**単子として出生。幼児期に重篤な疾患、外傷の既往は認められない。被告は内気でおとなしく、友人の言うことには付和雷同する傾向があった。祖母には過保護・溺愛され、被告も祖母になついていた。小中学校、高校を通じ、学業成績は下位。高校を卒業した後は、数年間、隣町の精密機械会社で働いた。その後、父親の経営する建設会社を手伝うようになった。父親は町内会の仕事などで忙しく家を留守にすることが多かった。間もなく、祖母が亡くなり、被告一人が仕事を任せられることが多くなった。しかし、会社や家庭の経済は父親が一人でにぎって、被告には何の権限も与えられなかった。犯行が行われた頃には、工事計画書や工事予算の見積もり書の作成の仕事がたて続いていた。そのため、毎晩のように午前1時2時まで残業をしたが、仕事は一向にはかどらず、睡眠不足の毎日が続いた。家族もそれを助けることはなく、被告は家庭の中でも孤独感、孤立感を感じるようになった。その一方、被告は子どもを溺愛するようになり、「目の中に入れても痛くない」ようだったという。

**今回の犯行：**犯行前夜は9時頃から、業務書類の作成を始めた。しかし、遅々としてはかどらず、自己の能力に対する卑下感、焦燥感、不安感を感

\*岩屋病院（豊橋市）

じた。午前0時頃まで仕事を続けた後、妻と子どもの眠る傍らに臥床したが、寝つくことはできず、物思いにふけるうちに焦燥感はさらに高まり、被告の言葉を借りれば「頭がカー」としてきた。そして、台所から柳刃包丁を持ってくると、再び横臥した。しかし、その夜は自殺を決行するには至らず、朝を迎えた。午前6時頃、妻が寝室を出て行った後、被告は、子どもの頸部を切りつけさらに、ガウンの腰紐で締めつけた。次に、自らの腹部を2度刺し、左手首を切り自殺を図った。6時40分頃、被告が起きてこないのを不審に思った妻が、事件を発見した。シーツにはマジックで大きく「ドレイ国家」と書かれていた。その後、ただちに救急車で某総合病院に運ばれ、病院からの通報で事件が発覚した。その後、2児は失血死したが、被告は一命をとりとめた。

### 3. 面接時陳述

見当識障害、不穏、混乱などは認められず、比較的平成で素直であった。犯行については次のように述べた。「犯行の動機は仕事が多忙であった事以外は思いつかない。特に憂うつだったとか、将来を悲観してたというわけではない。包丁を手にした記憶はあるが、寝室に戻るまでの記憶はない。子どもにも一緒に死んでもらいたかった。しかし、子どもを殺害した記憶はないし、どうやって殺したが分からぬ。妻のことは考えなかった。自分の腹を切ったことはかすかに覚えている。しかし、痛みを感じた記憶はない。『ドレイ国家』と書いた記憶はないし、その意味も分からぬ」。

### 4. 検査所見

脳波検査：基礎律動は9Hz、30μVのα波、diffuse patternで、軽度の脳機能低下の存在が疑われた。

ロールシャッハ・テスト：攻撃性は強いが抑圧と否認傾向のため、内的葛藤は表面化せず、回避的に処理されることが多い。

TAT：総合的にみると表面的対応が多く、内的葛藤は過度に抑圧されていて、攻撃性は表面化し

ない。

PFスタディ：率直な自己主張を避け、問題解決に向かうことが出来ない。

文章完成テスト：所要時間1時間45分にもかかわらず空白を残し、防衛的態度の強さと課題解決能力の低さが認められた。

クレペリン結果：b'で多少作業能力に不足があったが誤答は少なかった。

WAIS：言語性IQ83、動作性IQ109、総IQ94。

YG：AD型で表面的には協調性が高く、攻撃性が低かった。

### 5. 考 察

親子心中は、その大部分が自殺と同時に殺人の要素を含んでいて、厳密には心中とは言い難く「拡大自殺」と言われ、その多くは無理心中である<sup>④⑤</sup>。その病理として、「親が子どもを愛するがゆえに道づけにする」と一般に説明されている。これに対し、大原<sup>⑤</sup>は子どもを愛さない親はまずいなし、この言葉が心中の原因を明示しているとは言いがたいと述べ、一般の自殺との準備状況の差異に注目し、大原と大原<sup>⑥</sup>は日本人特有の心中に対する美德、個人主義ではなく、子どもの生命を軽んじる風潮、無宗教主義を挙げている。一方親子心中は、わが国独自の自殺形式と言わないまでも頻度が高いと言われているが<sup>②⑤</sup>、稻村<sup>⑦</sup>は心中は広く世界に見られる現象であり、古代から現代までいずれの時代にも存在したと指摘している。精神疾患と親子心中との関係からみると、うつ病、精神分裂病、てんかんなどの親和性が指摘されており、特にうつ病は、自殺の際に、最愛の、最も抵抗のない者、すなわち幼児を道連れにする危険が高いと言われている<sup>⑨</sup>。また、母子心中と比較して父子心中は少なく、1割前後と推定されている<sup>⑨</sup>。

さて、本件では精神病を疑わせるようなエピソードは存在しなかった。さらに、過去において、反社会行動などの人格障害を思わせる言動も認められないし、脳波からも特徴的な所見はえられていない。被告の性格は内気、温厚、柔軟、依存的

などの特徴を持っている反面、融通性に乏しく要領の悪い面も認められ、心理テストでは抑圧された攻撃性が指摘された。まとめると、自己主張のできない自己不確立な性格（アンデンティティー不確立）である一方、内的には強い攻撃性を持っていると推測された。さらに、心理検査から知能は正常範囲であることが分かるが、学業成績が悪かったこと、WAIS知能検査で動作性検査よりも言語性検査の成績がかなり悪いこと、クレペリンで作業能力が落ちているのに誤りがないことなどから考えると獲得された知識・能力が少ないことが示唆される。これは、生活歴においての努力不足・忍耐不足な生活態度を反映しているのではないかと考えられる。また、生活歴から、祖母に溺愛されて育てられたことが伺えるが、後々の被告の性格形成に影響を及ぼしたのではないかと考えられる。自己主張のできない自己不確立な性格はこの生活史から形成されたと考えることもできる。

被告は成人すると、父親に厳しく仕事を仕込まれたようである。父親とすれば早く息子を一人前にしたい気持ちからの行動であろうが、被告にすればただ命令されるばかりだと感じ不服に思っていた。しかし、反抗することはほとんどできなかつた。連日のように夜中の1時、2時まで仕事が続いている時ですら、父親は被告一人に仕事を押しつけた。被告は元来、人に悩みを訴えるような性格ではないので、家族に助けを求める（cry for help）こともできなかつた。配偶者にさらに両親にも依存できない状況にあり、次第に意識下では次第に両親や配偶者との精神的距離が開いていったと思われる。これは、祖母が他界した後、顕著になった。また、経済的にも精神的にも弱い立場におかれ、被告にとっての家族という集団は「疑似共同体」でしかなくなつていった。そして、家族の中で孤立した状況下で、実子を溺愛することにより被告は初めて家庭内での自分の居場所を見つけることが可能になり、次第に「父-子」関係が強化されたと考えられる。

犯行に至った状況についてまとめると、被告は

仕事がたて続き睡眠不足で心身ともに疲労しきつていたところに、心理検査にみられるような内的葛藤を過度に抑圧し表現できない性格や未熟な性格も関与し、精神的視野が著しく狭窄して、健常な理性で物事を判断することが不可能となつた。そのため、抑圧の限界を越えた時に短絡的に父子心中を思いついたと考えることができる。また、「自分が死んだら子どもを残してはいけない」と子どもへの愛情、憐憫の情を口にし、きわめて日本人的発想が語られている。これは前述したように、「疑似共同体」の中で強化された「父-子」関係を大きな背景にあると考えられた、子どもの密接な親子関係が父子心中の原因となつたという点は、母子心中でしばしばみられる特徴と類似している。これは、Resnick<sup>7)</sup>の類型では、「他愛的altruistic 動機」による心中であると考えられた。「他愛的動機」による子殺しは自殺をともなっていることが多い中田<sup>8)</sup>によると大部分の親子心中はこの類型に含まれる。

犯行時の精神状態について考察する。被告は、殺意をほのめかす証言をしながら、実際2児を殺害した記憶はないと犯行を肯定しなかつた。「自らの腹部を切った事」や「包丁を手にしたこと」を覚えていると述べていることから、犯行を積極的に否定することではなく「子どもを殺害した記憶はないし、どうやって殺したか分からない」という証言が虚言である可能性は低いと思われた。また、「ドレイ国家」と書いた記憶が欠損していると述べていること、意識が正常であれば「ドレイ国家」と書く必然性がないこと、「腹を切った事は覚えているが痛みは感じた記憶はない」と述べていることは健忘の存在が示唆される。これは、犯行時の被告の常には意識下に抑圧されていた攻撃性が「ドレイ国家（彼はこの言葉は知らないと鑑定時には陳述した）」という言葉に表現されたと考えられるのが妥当であると思われる。以上から。犯行時（最中）は心因性の意識混濁状態または意識もうろう状態に陥つたのではないかと推測された。

最後、面接時の精神状態は、比較的平静で、深

い反省も認められたが、弱い性格特徴から持続的なストレスを受けた場合、再び同様の状態を惹起しないという保証はなかった。従って、専門施設において、長期的治療的観察を行い、その上で社会と接触させることが好ましいと思われた。

## 6.まとめ

①本犯行は、自己能力に限界以上の仕事をまかれ心身ともに疲弊状態に陥った者が、その脆弱な性格傾向を基盤として精神的視野が著しく狭窄し、抑圧の限度を越えた時なされたものだと考えられた。

②犯行時（最中）は、心因性の意識混濁状態または意識もうろう状態にあったと推測された。

③父子心中が選択された理由には、「疑似共同体」でしかなくなっていた家族の中で孤立し弱い立場におかれた被告が子どもを溺愛し、それゆえに強化された「父一子」関係が背景にあると考え

られ、Resnick<sup>7)</sup>の類型では、「他愛的 altruistic 動機」による心中に分類できた。

④専門施設において、長期的治療的観察を行い、その上で社会と接触させることが好ましいと思われた。

## 〔文 献〕

- 1) 稲村博：自殺学：その治療と予防のために。東京大学出版社,東京,1977.
- 2) 熊谷久代、大橋裕、川口浩司 他：父子心中を企て実子を殺害した大うつ病の1例。臨床精神医学 18 : 1699-1705,1989.
- 3) 中田修、山上皓：親子心中。臨床精神医学8 : 1299-1305,1979.
- 4) 大原健土郎：女性の自殺。臨床精神医学10 : 5964, 1981.
- 5) 大原健土郎：自殺考。太陽出版,東京,1973.
- 6) 大原健土郎、大原浩一：心中・殺人に関する精神医学的考察。精神科Mook 17, 法と精神医学。東京,1987.
- 7) Resnick,P.J. : Child murder by patients. A psychiatric review of filicide.A.J. psychiatry 126,325-334,1969.